

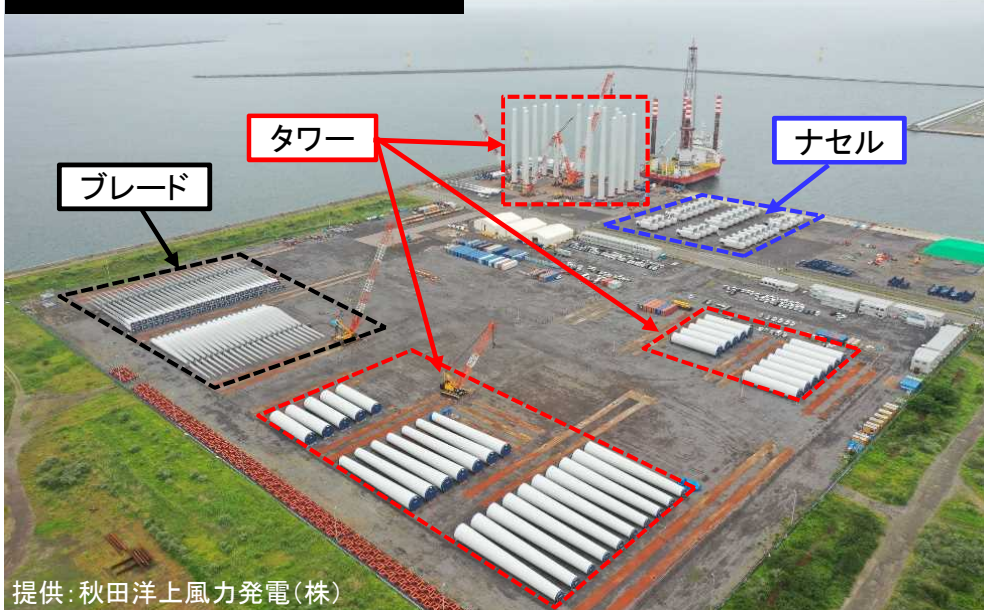
洋上風力発電の導入促進に向けた最近の状況

令和5年6月
国土交通省 港湾局

日付	主な動き	対応ページ
令和5年 4月6日	<p>第22回 港湾分科会 環境部会 洋上風力促進小委員会を開催</p> <p>議題: 新たな海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)の指定について</p>	
令和5年 4月28日	<p>港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)として、新たに新潟港を指定</p>	2・3
令和5年 5月12日	<p>再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けた「有望な区域」として、新たに北海道の5区域を追加(※1)</p> <p>(※1) 「北海道石狩市沖」、「北海道岩宇及び南後志地区沖」、「北海道島牧沖」、「北海道檜山沖」、「北海道松前沖」</p>	4・5
令和5年 5月31日	<p>第1回洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会を開催</p>	6
令和5年 6月16日	<p>第23回 港湾分科会 環境部会 洋上風力促進小委員会を資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会 洋上風力促進ワーキンググループと合同開催</p> <p>議題: 「系統確保スキーム」の見直しについて</p>	5

- 改正港湾法(令和2年2月施行)より、国土交通大臣が、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭(洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される埠頭)を有する港湾を基地港湾として指定し、発電事業者に当該港湾の同埠頭を長期間(最大30年間)貸し付ける制度を創設。
- 埠頭は複数の発電事業者へ貸付けられるため、国土交通大臣は複数の借受者の利用調整を実施。
- 令和2年9月に能代港、秋田港、鹿島港及び北九州港、令和5年4月に新潟港の計5港を基地港湾に指定。
- 今後の基地港湾の指定については、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、指定済みの基地港湾を最大限活用しつつ、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で、指定に係る基準への適合性を確認したうえで指定の判断を行う。

基地港湾利用の様子(秋田港)



SEP船による海上施工の様子(能代港・秋田港内)



【基地港湾の指定に係る基準】

- ・港湾計画における「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」の位置づけ
- ・係留施設及び荷捌き施設に必要な地盤強度及び面積
- ・係留施設の構造の安定
- ・当該港湾の利用状況と周辺の洋上風力発電の導入量の現状・将来見通し
- ・2以上の者の港湾の利用見込み

制度スキーム



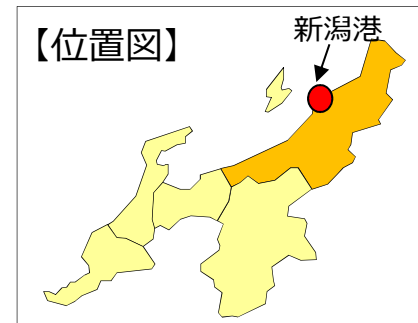
※複数事業者が基地港湾を利用する場合は、出力量に応じ貸付料を按分する。

○令和5年4月28日に、新たな海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)として新たに新潟港を指定。

■新潟港 (令和5年4月28日指定)

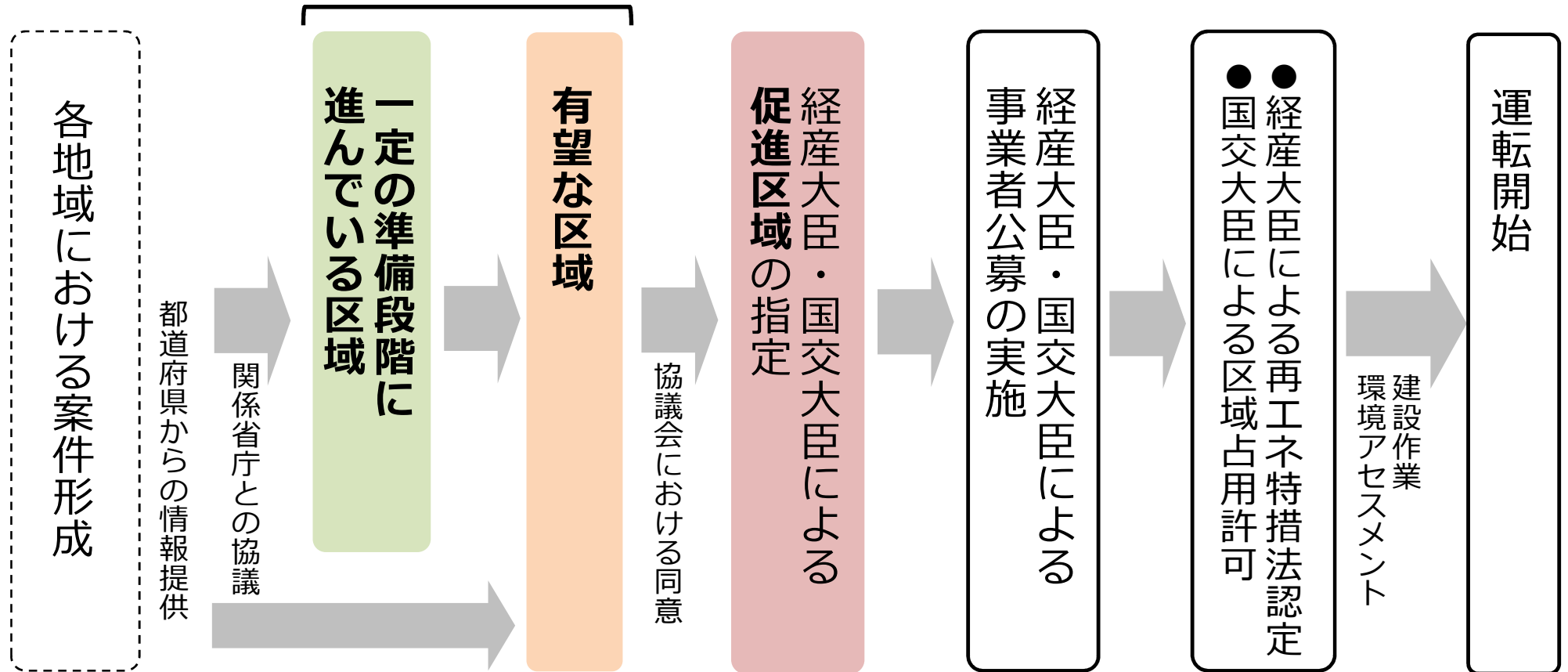
【事業の概要】

- ・ 整備施設 : 岸壁(水深12m) (地耐力強化)、
泊地(水深12m)
- ・ 事業期間 : 令和5年度～令和8年度



再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表


一定の準備段階に進んでいる区域

- 有望な区域には至らないものの、都道府県が協議会の設置を希望し、利害関係者との調整に着手している等、将来的に有望な区域となりえる区域

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条 + 促進区域指定ガイドライン）

- 有望な区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

有望な区域

- 協議会を設置し促進区域の指定に向けた協議を開始するとともに、国による調査を実施する区域

【要件：促進区域指定ガイドライン】

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

系統確保に係る主な取組について

1. 北海道5区域の有望な区域への整理について

○促進区域指定の基準（促進区域指定ガイドラインより）

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準（**系統確保**、風況等の自然条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

○北海道における5区域について

【背景】風況が良い一方で系統の規模が小さく、事業者が系統確保を行う従前の方法によらない対応が必要

【取組】令和4年度に国において対象5区域の出力規模や系統接続の蓋然性を調査。
その結果、ノンファーム型接続を前提として系統が確保できることを確認。



有望な区域として整理（令和5年5月12日）



2. 系統確保に係る今後の方針について

（令和5年6月16日合同会議※で議論）

- 令和4年度に実施した北海道での調査結果等を踏まえ、「系統確保スキーム」の目的を、国が対象区域における合理的な系統接続の方針を整理する取組として見直しを行った。
- 具体的には、①公募の対象となる発電出力規模の範囲を設定し、②発電事業者が行う接続検討申込の前提条件を整理することを通じて、重複した設備形成を防止し系統接続の合理化を図る。

※「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会 港湾分科会 環境部会 洋上風力促進小委員会」合同会議

背景・趣旨

- 日本国内における洋上風力発電事業の具体化に伴い、資機材の国内生産に向けた取組の進展など、洋上風力サプライチェーン構築に向けた動きの活発化や、案件形成の加速化、浮体式洋上風力発電に関する技術開発の進展など、洋上風力発電を取り巻く状況は日々変化している。
- 上記のような、洋上風力発電を取り巻く状況が変化するなかで、洋上風力発電の導入促進にあたっては、既存ストックの有効活用を前提としつつ、関連産業集積状況や産業を支える港湾の観点を踏まえ、新たに検討が必要な事項について議論する必要がある。
- このため、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」の下に設置された「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」を、「洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会」と改称のうえ開催する。

主な検討項目

- 洋上風力発電の導入促進に必要となる港湾機能の整理
- 浮体式洋上風力発電設備の建設に対応した施設の規模

委員

【有識者】

横浜国立大学 名誉教授/放送大学名誉教授
足利大学 理事・名誉教授
早稲田大学 法学学術院 教授
東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科教授
京都大学 経営管理大学院特命教授

來生 新
牛山 泉
河野 真理子
菊池 喜昭
渡部 富博

【関係団体】

(一財)沿岸技術研究センター、(一財)港湾空港総合技術センター、
(一社)日本埋立浚渫協会、(一社)日本港運協会、
(公社)日本港湾協会、(一社)日本風力発電協会

【行政関係者】

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
風力政策室長、
国土交通省港湾局計画課長、同産業港湾課長、同海洋・環境課長、
国土交通省海事局海洋・環境政策課長

スケジュール

令和5年5月31日に第1回検討会を開催。検討会における議論を踏まえ、年内に取りまとめ予定。